

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年 3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第22号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定に該当する者は、前項の規定によって提出すべき申告書にその不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第47条 不動産を取得した者は、その不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書をその不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 法第73条の4から法第73条の7までの規定及び法附則第10条の規定に該当する者は、前項の規定によって提出すべき申告書にその不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告)</p> <p>第50条 略</p>	<p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告)</p> <p>第50条 法第73条の25第1項に規定する法第73条の24第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されることを、同条第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅等を取得することを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、第47条第1項の規定によりその土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付の申請等)
第52条 略

附 則

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

29 法附則第11条第22項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「申告書を」とあるのは「申告書に、当該住宅が法附則第11条第22項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

30 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年(施行令附則第6条の17第2項に規定する場合においては、4年)」とする。

(軽油引取税に関する規定の準用)

32 第81条、第82条、第85条及び第86条の規定は、法附則第12条の2の7第1項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りにつ

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付の申請等)
第52条 法第73条の27第1項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、法第73条の24第1項第1号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されたことを、同条第2項第1号の規定の適用があることとなった場合にあってはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅等を取得したことを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

2 略

附 則

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

29 法附則第11条第33項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「申告書を」とあるのは「申告書に、当該住宅が法附則第11条第33項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

30 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年(施行令附則第6条の17第2項に規定する場合においては、4年)」とする。

(軽油引取税に関する規定の準用)

32 第81条、第82条、第85条及び第86条の規定は、法附則第12条の2の4第1項の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りにつ

いて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第81条第1項	法第144条の21第1項	法第144条の21第1項（法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する場合を含む。）
第82条第1項	法第144条の27第1項	法第144条の27第1項（法附則第12条の2の7第2項において準用する場合を含む。）
第85条第1項及び第2項並びに第86条第1項	法第144条の31第4項又は第5項	法第144条の31第4項又は第5項（法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する場合を含む。）
第85条第1項第1号	法第144条の21	法第144条の21（法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する場合を含む。）
第86条第1項	法第144条の21第8項	法第144条の21第8項（法附則第12条の2の7第2項において準用する場合を含む。）

（自動車税の税率の特例）

33 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車（以下「電気自動車」という。）、同項に規定する天然ガス自動車（以下「天然ガス自動車」という。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第5条第3項に定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第4項に定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第3項に定めるもの並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

いて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第81条第1項	法第144条の21第1項	法第144条の21第1項（法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。）
第82条第1項	法第144条の27第1項	法第144条の27第1項（法附則第12条の2の4第2項において準用する場合を含む。）
第85条第1項及び第2項並びに第86条第1項	法第144条の31第4項又は第5項	法第144条の31第4項又は第5項（法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。）
第85条第1項第1号	法第144条の21	法第144条の21（法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。）
第86条第1項	法第144条の21第8項	法第144条の21第8項（法附則第12条の2の4第2項において準用する場合を含む。）

（自動車税の税率の特例）

33 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車等（以下「電気自動車等」という。）、バス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成11年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

略

34 次に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第3項第2号イに規定する平成17年天然ガス軽量車基準（以下「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第2項に定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第3項第2号ロに規定する平成17年天然ガス重量車基準（以下「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第4項に定めるもの

(3) 法附則第12条の3第3項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同号に規定する基準エネルギー

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成9年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成11年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

略

34 電気自動車等及び法附則第12条の3第3項に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第2項に定めるものに対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第10項に定めるもの

略

35 略

- (1) 電気自動車
- (2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第12項に定めるもの

- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第13項に定めるもの

略

35 次に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) 法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車
- (2) 天然ガス自動車（法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車をいう。以下同じ。）のうち次に掲げるもの

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第4項第2号イに規定する平成17年天然ガス軽量車基準（以下「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第5項に定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第4項第2号ロに規定する平成17年天然ガス重量車基準（以下「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第7項に定めるもの

- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第8項に定めるもの

36 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第14項に定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては、平成22年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

37～40 略

41 法附則第41条第13項の規定に該当する者に対する第47条第2項の規定の適用については、同項中「法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定」とあるのは「法第73条の4から第73条の7まで並びに附則第10条及び第41条第13項の規定」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)

36 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第9項に定めるもの（附則第34項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

37 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則附則第5条の2第10項に定めるもの（附則第35項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

38～41 略

- 2 改正後の附則第29項、第30項及び第41項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（軽油引取税に関する経過措置）
- 3 改正後の香川県税条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の2第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に地方税法等の一部を改正する法律による改正前の地方税法第144条の2第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。
（自動車税に関する経過措置）
- 4 改正後の香川県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。